

職務内容書

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

独立行政法人水資源機構 理事長

- ・水資源機構は、『安全で良質な水を安定して安くお届けする』を経営理念とし、水資源の供給・管理という公共・公益的使命を効率的に果たしています。
- ・今回の公募の対象である理事長は、機構を代表して、国内外の関係機関と連絡調整を図りながら、機構全体の運営管理業務を総理することが求められます。そのため、水資源の供給・管理という公共・公益的使命を理解し、中期目標を達成するために定めた中期計画に基づいて業務を確実に実施できる、人格高潔で高い倫理観を有し、リーダーシップを発揮できる者を求めています。

1. 機関名：独立行政法人水資源機構

(法人の業務概要)

水資源機構は、平成15年10月1日に設立された独立行政法人であり、平成26年6月法律第66号による改正後の独立行政法人通則法（平成27年4月1日から施行。以下「改正独法通則法」という。）第2条第2項に規定する中期目標管理法として、水資源開発水系に指定されている7水系（利根川、荒川、豊川、木曾川、淀川、吉野川及び筑後川）において、各水系の水資源開発基本計画（フルプラン）に基づく水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図っている。主な業務内容は以下のとおり。

- (1) 水資源開発基本計画に基づく、ダム、河口堰、湖沼水位調節施設、多目的用水路、専用用水路その他の水資源の開発又は利用のための施設等の新築又は改築
- (2) 水資源開発施設等の管理及び災害復旧工事の実施並びに利水の確保・供給、洪水調節及び流水の正常な機能の維持等
- (3) 委託に基づく、水資源の開発又は利用に関する調査、測量、設計、試験、研究及び研修並びに水資源の開発又は利用のための施設に関する工事及びこれらの施設の管理

2. ポスト：理事長 1ポスト 1名

<任期：平成27年10月1日から平成30年3月31日（改正独法通則法第21条第1項等の規定に基づき、任命の日から現に主務大臣が機構に指示している中期目標の期間の末日まで）>

3. 職務内容

機構の基本的な経営方針を立案し、主務大臣の定める中期目標及びその達成のための中期計画に基づき、機構全体の運営管理業務（本社7部4室、2支社、1局、31事業所、1センター、役職員数約1,400名）を総理する。

また、機構を代表して、国内外の関係機関との連携業務を総理するとともに、自ら必要な折衝・交渉を行う。

機構の組織運営にあたっては、国の政策の実施機関として機構の担う政策実施機能を最大限向上させるとともに、適切なガバナンスの下で、業務の質と効率性を向上させることが求められる。また、事業の実施において、法令遵守や契約の適正性の確保による法人に対する信頼性の確保に向けて、強力なリーダーシップを発揮することが求められる。

4. 必要な資格・経験等

- ・原則として任期満了時点で70歳未満であること。（閣議決定に定められた要件）
- ・中立性・公平性を担保して業務を遂行できるよう、取引上密接な利害関係を有する者、機構を相手とする訴訟当事者等といった経歴を有しない他、役員在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。
- ・民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織等の管理経験を有し、1,400人規模の組織を管理する十分な能力を有していると認められること。
- ・民間企業、関係行政機関、利害関係者、学識経験者等との円滑な渉外交渉や調整業務の遂行を図ることのできる十分な経験及び能力を有していることが望ましい。

5. 勤務条件

(1) 勤務条件

- ・勤務形態：常勤
- ・勤務地：本社（埼玉県さいたま市中央区新都心）
- ・勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし。
- ・給与：年収約1,900万円（税込。業績手当及び地域手当を含む。）及び通勤手当
- ・福利厚生：健康保険、厚生年金、厚生年金基金、健康診断（1回）
- ・危機管理：地震、風水害等災害時には24時間体制で勤務、緊急招集の場合がある。
- ・その他：給与等の条件は変わることがある。

(2) 選考方法

- ・公募により以下のとおり選考する。
 - ①一次選考（書類選考：履歴書及び自己アピール文書）

②二次選考（面接審査）

③外部有識者による選考委員会の審議を経て国土交通大臣が任命

※公募による手続きで適任者が選考できなかった場合には、別途、外部有識者による推薦の手続きにより選考を行う場合がある。

6. 応募方法

(1) 応募書類等

・履歴書

・自己アピール文書

（A 4 で 2 枚以内。2,000 字程度。自らがこのポストに適任であることを示すため、機構の業務目的、理事長の職務内容及びそれらに必要な資格・経験等に照らし、いかに貢献することができるか、業務に関する知識及び経験や、業務を適正かつ効率的に運営することができる能力等について簡潔にまとめること。）

※応募書類等については、一切返却しない。

(2) 応募先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省大臣官房人事課人事第二係

(3) 応募期限

平成 27 年 7 月 23 日（木）必着

7. 欠格事項等

独立行政法人通則法第 22 条及び第 50 条の 3 の規定並びに独立行政法人水資源機構法第 10 条第 1 項の規定に該当する者は、役員となることができません。

・独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）（抄）

（役員の欠格条項）

第 22 条 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員の兼職禁止）

第 50 条の 3 中期目標管理法の役員（非常勤の者を除く。）は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

・独立行政法人水資源機構法（平成 14 年法律第 182 号）（抄）

（役員の欠格条項の特例）

第 10 条 通則法第 22 条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。

一 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であって機構と取引

上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

二 前号に掲げる事業者の団体の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）

8. 問い合わせ先

国土交通省大臣官房人事課人事第二係 03-5253-8111（内線 21294）